

## 研究課題・討議の柱

◆大会では、すべての分科会で次の点について交流することを大切にしています。

1. 取り組みの出発のエネルギー・きっかけ、めざしたこと
2. 取り組み途上のとまどい、つまずき、葛藤、胸の高鳴り
3. 取り組みによる変容(気づき・深まり・広がりなど)

### 第1分科会 進路保障 [校園所・企業・地域等の役割]

#### ◇研究課題

私たちは「進路保障は同和教育の総和である」ととらえてきたが、その意味について、事実と実践をとおして検証し続けることが重要である。進路保障とは、単に進路を決定することではなく、子どもたちが「差別を許さず差別に負けない力」、「仲間とともに未来を切りひらいていく力」、「差別のない社会を実現していく力」などを獲得するための、道すじと機会を保障する取り組みである。

進路保障の課題は、就職・進学にかかわる問題をはじめ、長期欠席・不登校・中途退学・離転職等多岐にわたっている。また、在日外国人の増加により、その進路保障における不就学・不就労等、実践上の課題は膨らんでいる。とりわけ社会の構造的な不況は、厳しい生活環境にある子どもたちをさらに追い込んでいる状況にある。2016年12月の「部落差別解消推進法」の施行をふまえ、厳しい状況におかれている子どもたちに焦点をあてながら、進路保障の現状と私たちが取り組むべき課題を明らかにしていく。

また、私たち自身が、統一応募用紙の制定や奨学金制度の取り組みの意義に深く学びながら、差別を許さない社会の主体者として創り手、担い手となる子どもたちにどんな力の獲得が必要であるか、また社会実現のために私たちが取り組むべきことは何であるか、を明らかにしなくてはならない。

以上のように、個の自己実現と個が生きる社会実現をめざして、校園所や企業・地域・行政における実践の交流をとおして、進路保障を実現するための道すじ・体制を追究していく。

#### ◇討議の柱

1. 被差別部落をはじめ困難な状況におかれている子どもたちにかかわる、校園所・企業・地域・行政における現状をとおして、私たちの取り組むべき課題を明らかにする。
2. 就職進学時の選考問題や離転職・中途退学等の背景にある課題を検証し、それに対する取り組みの交流をとおして、校園所・企業・地域・行政などの諸機関が連携して差別を許さない社会を実現するための道すじを明らかにする。
3. 一人ひとりの子どもの進路を保障するため、校園所・企業・地域・行政などの諸機関が連携して、子どもたちが差別を許さない社会の創り手、担い手となるための「学び」、「つながり」、「はたらき」、「くらし」を獲得する道すじを明らかにする。

## 第2分科会 人権尊重のまちづくり

### ①【部落問題の今日的課題と解決にむけて】

#### ◇研究課題

部落問題の早期解決をはかるため、1969年に施行された「同和対策事業特別措置法」以来、特別措置法のもとに関係諸施策が総合的かつ計画的に取り組まれてきた。この間、生活環境面を中心に大きく変化し、部落問題解決への展望が切りひらかれてきたが、教育・就労面などの分野においてなお課題が残されており、地域総合センター等の果たす役割は大きい。市町によっては、地域総合センターの閉鎖や機能の転換が図られている。このような状況の中で、県内の地域総合センターの役割を再認識するとともに、学校教育、社会教育それぞれについても、子どもの教育・就労にかかわる取り組みを地域ぐるみでより一層すすめていくことが求められている。

県民意識の面でも、部落差別を許さない人権尊重の意識と行動が徐々に広がりを見せている一方で、国民的課題として必ずしも一人ひとりのものとなっていない現状があり、差別事象や差別事件が県内で起こっている。

2016年12月に成立・施行された「部落差別解消推進法」では、国や地方公共団体に部落差別を解消するための教育・啓発を行うこと、またそのための実態調査を行うことを求めている。それをうけて今一度部落問題の今日的状況をとらえ、課題解決をはかるとともに、あらゆる差別を解消する取り組みを追究する。

#### ◇討議の柱

1. 今日までの部落問題解決に向けた取り組みの成果や今日的な課題等を、地域ごとの状況を出しあって交流する中で明らかにする。
2. 部落問題に関する県民の意識や地域風土や社会構造を明らかにするとともに、課題解決をめざす教育・啓発のあり方を探る。
3. 校園所や地域社会における差別事象・人権侵害事象について、その問題点や要因・背景を明らかにし、課題解決のための取り組みのあり方を探る。

## ②【ともに生きるまちづくり】

### ◇研究課題

21世紀を「人権と共生の世紀」ととらえ、人権の尊重が平和の基礎となることを、改めて世界の共通認識にしなければならない。

「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」（2001年）では、「私たち一人ひとは、様々な個性をもったかけがえのない存在であり、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等により人権の享有を妨げられることなく、個人として尊重されなければならない。・・・同時に、私たちはこのような自由と権利を行使するに際しては、他者の自由や権利を認めあい、相互に尊重しなければならないという義務を負っている。」と述べ、人間としての尊厳が保障され、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげることは私たちみんなの願いであり、また責務であることとしている。

しかしながら、社会環境が激しく変化しているなかで人間関係が希薄になり、いじめや差別発言、インターネットによる人権侵害など人権が尊重されていない状況がある。また、被差別の立場におかれている人とまわりの人とが豊かな関係を築いていくうえで大きな課題がある。

2016年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」「部落差別解消推進法」など人権確立に向けた法整備がされた。これらをよりどころとしながら、すべての人の人権が保障され、多様な価値観や生き方が互いに認められる社会を築くため、校園所・地域・家庭・行政・関係機関・市民活動等が連携し、子どもや大人が豊かにつながりあえる取り組みを交流し、課題を明らかにしていく。

### ◇討議の柱

1. すべての人々が、豊かにつながりあえる地域社会の実現に向け、校園所・地域・家庭・行政・関係機関・市民活動等がどのように連携するのか、具体的な取り組みを交流する。
2. ちがいや多様性が認められ、すべての人の基本的人権が尊重される社会を築くため、日々の生活や地域社会のなかから課題を明らかにし、解決への展望を探る。
3. 地域・学校・行政が社会的に弱い立場にある人々をどのように支援しているのかを交流し、その支援体制を確立していくための課題を明らかにする。

## 第3分科会 人権問題に関する学習・啓発

[家庭・職場・地域・社会教育関係団体・校園所等での実践]

### ◇研究課題

同対審答申以後、部落問題についての正しい理解と認識を深め、人権尊重の実践的態度を培うための教育や啓発活動がさまざまな場で積極的にすすめられ、教育条件や教育機会の拡大、就職・結婚等での差別解消への取り組み等、大きな成果をあげてきた。さらに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000年)の施行以降、より発展的な教育や啓発活動がおこなわれ、成果をあげている。

しかし、いまだに予断と偏見などによる差別事象が発生するなど、依然として差別意識は存在しており、教育・就労・産業等の面での課題も残されている。これに加え、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、患者、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、ホームレス等の人権をめぐるさまざまな問題があり、インターネット上では人権侵害等の問題が多発している。また、ドメスティックバイオレンス(DV)や児童虐待の問題もある。

2016年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」「部落差別解消推進法」など人権確立に向けた法整備がされた。これらをよりどころとしながら、様々な人権問題を解決するために、これまでの学習・啓発の成果と課題をふまえ、さまざまな人権問題の解決を自らの課題とし、くらしや地域にある身近な人権上の課題を解決する取り組みと結びつけて、人間としての生き方や具体的な行動に結びつく学習・啓発のあり方について明らかにする。

### ◇討議の柱

1. 家庭・企業(職場)・地域・社会教育関係団体・校園所等で、さまざまな人権問題に関する学習・啓発にどのように取り組んでいるか。その成果と課題を明らかにする。  
《部落問題に関する学習・啓発に関する討議に関わって》
  - 「労働と生産」「生活と文化創造」等にかかわる部落史研究の成果を、部落問題に関する学習に、どのように取り入れているか。
  - 部落差別解消のための取り組み(長期欠席・不就学への取り組み、教科書無償制度の確立、統一応募用紙の制定、識字運動、身元調査お断り運動など)と、それに取り組んだ人々の願いや姿をどのように学んでいるか。またそのための手法・方法をどのように工夫しているか。
2. 具体的な差別事象から明らかになったことを、学習・啓発にどのように活かすのかを探る。
3. 人権問題に関する学習・啓発が、くらしや地域社会にある因習や偏見をなくし差別を温存する仕組みを変えていく取り組みのなかにどのように活かされているかを明らかにする。
4. 生き方や具体的な行動に反映した学習・啓発の事例を交流し、課題解決にせまる学習・啓発のあり方を探る。

## 第4分科会 人権確立をめざす保育・教育の創造

### ①【ともに生きる校園所づくり】

〔文化・民族・国籍・性・障害等によるちがいや、多様性を尊重した取り組み、  
人権尊重の校園所づくり〕

#### ◇研究課題

今日、人権と共生の理念をもとにさまざまな個性や価値観が尊重され、人の活力が発揮される社会が求められている。

そこでは、文化・民族・国籍・性・障害をはじめ習慣や考え方等の異なるさまざまな立場の人々が、個性や生き方を互いに認めあい、一人ひとりが“自分らしく生きられる”という視点が大切にされるべきである。しかし、地域や校園所には、閉鎖的で排他的な面が少なくない。異質なものに同質化を求めたり、異質なものを排除したりすることがある。また、一方で、同質なもののなかに差異や序列を作り出し、差別を生み出す意識が根強く存在していることも指摘されている。

2016年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」「部落差別解消推進法」など人権確立に向けた法整備がされた。

そのようななかで、人権と共生の理念に基づく取り組みをすすめ、とりわけ子どもたちが「ともに生き、ともに学ぶ」教育を展開していくことが大切である。校園所等で取り組まれている実践を交流し、取り組みの現状と課題を明らかにするとともに、課題解決に向けた取り組みのあり方を探る。

また、校園所・地域をはじめとする生活の場を、「子どもの権利条約」の視点にたって見直すとともに、人権尊重の校園所づくりをどのようにすすめていくかについて、そのあり方を追究していく。

#### ◇討議の柱

1. 文化・民族・国籍・性・障害等による人権上の課題を、当事者の思いに学びながら明らかにする。
2. ちがいや多様性を尊重し、一人ひとりの個性や生き方を認めあい、「ともに生き、ともに学ぶ」保育・教育実践を交流し、その成果と課題を明らかにする。
3. 校園所・地域をはじめとする子どもの生活の場を、「子どもの権利条約」の視点から見直し、教職員・保育士等の意識のありようも含めて、その現状と課題を交流し深めていく。
4. 子どもの人権が尊重される校園所づくり・教育集団づくりや研修をどのようにすすめていくかを明らかにする。

## ②【保育・授業の創造】

### 【人権確立に向けた保育・教育内容、地域・生活に根ざした保育・授業、 校園所の連携】

#### ◇研究課題

格差社会の拡大など子どもたちを取りまく生活環境は大きく変化し、人間関係が希薄になっており、子どもたちは未来に希望をもちにくくなってきている。集団の中で仲間とともに過ごすことの喜びを感じあえる取り組みや、自分自身に誇りをもって生きていく力をつけていくことが、保育・教育の場の切実な課題である。

「差別の現実深く学ぶ」という同和教育の原点をふまえ、一人ひとりの子どもの生活実態をていねいに把握し、確かな学力を保障していくことは、差別を科学的に認識しその解決にむけて取り組むうえで、また自己実現を可能にしていくうえで極めて重要である。さらに、さまざまな人権上の課題について、子どもたちが自らの生き方と結びつけてとらえ、その課題の解決へと向かうことができる保育・授業の内容を創造していかなければならない。

そのためには、人権確立へ向けた行動や生き方につながる保育・授業を、校園所の連携のもとで積極的にすすめていくことが大切である。そのなかで、すべての教育活動をつうじて人権を育む取り組みが必要であり、具体的な体験活動や人とののであい・つながりを大切にするとともに、互いに支えあう仲間づくりと深く結びついた保育・授業として展開できるよう、そのあり方を探っていく。さらに、2016年12月に成立・施行された「部落差別解消推進法」では、部落差別を解消するための教育・啓発を行うことを求めている。特に、部落問題学習では、今日的な自らの生き方や生活課題と重ねて考え、行動する力に結びつく保育・授業へと高めていく必要がある。

また、保育園や学校教育の場だけでなく保護者や地域等との連携をとおして、子どもたちと育ちあい学びあう関係をどうつくりあげるかを明らかにする。

#### ◇討議の柱

1. 子どもの現実から、その要因や背景を探り、実践課題を明らかにして、地域や生活に根ざした保育・授業をすすめていくための方途を探る。
2. 地域・家庭・校園所の連携や、校種間の連携をとおして、生き方や進路を切りひらく学力をどのように保障していくかを明らかにする。
3. 同和教育で大切にしてきたことを継承し、差別の現実をしっかりととらえ、自らの生き方や生活課題と重ねて考え、行動する力に結びつく総合的な人権学習のあり方を探る。
4. 保育士・教職員や保護者が差別の現実から深く学び、自らの課題を明らかにし、実践をとおして生き方を問い直していく。

## ③【子どもの人権・仲間づくり】

## [いじめ・問題行動・不登校・子ども虐待等にかかわる取り組み、 こころとからだ、仲間づくり、家庭・地域・校園所・関係機関の取り組みと連携]

### ◇研究課題

私たちは、さまざまな人権問題の解決をめざし、一人ひとりの子どもの生活をみつめ、子どもたちの「生きる力」をどう育てるか、また、子どもたちがともにつながりあえる「仲間づくり」をどのようにすすめるか等を大切な課題としてとらえ、深めあってきた。そのなかで、子育ての基盤となる生活の保障と、子どもたちに自尊感情を育てることの大切さを明らかにしてきた。2013年以降、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「児童福祉法」の改正、「いじめ防止対策推進法」など、子どもの人権に関わる法整備がされた。

今日、いじめ・不登校・中途退学・学級崩壊や子ども虐待・暴力等、子どもにかかわる深刻な状況が社会問題となっている。子どもを取りまく生活環境の変化や、過度の競争を強いる社会環境、偏見や固定観念等が複雑に絡み、子どもの「こころ」と「からだ」に影響を及ぼし、自己実現を阻害するなど、さまざまな課題として現れてきている。

これらの課題を解決していくためには、子どもの生活実態や子どもたちを取りまく現状を明らかにし、「子どもの権利条約」の視点にたった取り組みが求められるとともに、家庭・地域・校園所・関係機関等が、子どもの思いや願いをもとにどう連携し支援していくかを探ることが大切である。

また、子どもたちの校園所や地域をはじめ、すべてのくらしのなかに、互いを認めあい、つながりあえる仲間集団・多様な自主活動をどう位置づけ、取り組みをすすめていくかが、子どもたちの「生きる力」を育むうえでも重要な課題である。

### ◇討議の柱

1. 子どもの生活や子どもたちを取りまく状況を出しあい、子どもの人権にかかわる現状と課題を明らかにする。
2. 子どもたちにかかわるさまざまな課題やその背景をどう受けとめ、校園所・家庭・地域・関係機関等ではどのように連携して取り組んだのか、その成果と課題を明らかにする。
3. 子どもたちが互いに尊重しあい、課題のある子どもを核としてつながりあえる学校や地域における仲間づくりをどのようにすすめていったのか、また、その過程で子どもや保育士・教職員等がどのように変容していったのか、その成果と課題を明らかにする。

## 特別分科会

## 【人権についての創造的な学びを求めて】

これまで長年にわたって取り組まれてきた同和教育は、部落問題についての正しい理解と認識を培い、差別を許さない人権意識を確立するうえで大きな成果をあげるとともに、さまざまな人権上の課題に対する取り組みへとその輪を広げてきた。

2016年に、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」「部落差別解消推進法」など人権確立に向けた法整備がされた。また滋賀県においても2016年3月、「滋賀県人権施策推進計画」が改定され、人権施策や教育の一層の推進が求められている。

この特別分科会では、「差別の現実から深く学ぶ」という視点を基本にすえながら、人権についての創造的な学びを追究するとともに、県内各地への発信の場とする。

◇テーマ： 多文化共生の保育・教育とまちづくり

◇会場： 栗東芸術文化会館さくら

◇日程： < 第1部 > 午前 実践報告

- (1) 「外国人（ブラジル人）の子ども・若者の教育の現状について」  
小野 和信さん（京都外国語大学大学院生・日系ブラジル人3世）
- (2) 「外国人材の受け入れと市民生活のかかわりについて」  
喜久川 修さん（SHIPS 多文化共生支援センター・所長）
- (3) 「外国人とともに暮らす地域づくりについて」  
辻川 作男さん（長浜市民国際交流協会・事務局長）

< 第2部 > 午後 講演と意見交流会

- (1) 講演 「多文化共生の保育・教育とまちづくり」  
榎井 縁さん  
（大阪大学大学院人間科学研究科未来共創センター・特任教授）
- (2) 意見交流 「多文化共生の保育・教育とまちづくりを考える」